

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年4月から同年7月までは24万円、同年8月から5年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月から同年11月までは26万円、同年12月から6年3月までは28万円、同年4月から同年10月までは26万円、7年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月から8年2月までは30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円、9年1月は32万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から10年5月までは32万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月から11年4月までは32万円、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月から12年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、13年1月は34万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月から同年12月までは30万円、14年1月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、15年1月から同年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月から16年7月までは34万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは32万円、17年1月は34万円、同年2月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月及び18年1月は34万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは34万円、19年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 19 年 7 月 23 日まで

私は、昭和 62 年 1 月に A 社に入社し、63 年 1 月 1 日から厚生年金保険に加入、平成 19 年 7 月 22 日に退職した。平成 4 年 4 月から 19 年 6 月までの給与支払明細書にて確認できる厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便の保険料納付額と一致していないので、当該事業所の在籍期間における年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 4 年 4 月から 6 年 10 月まで及び 7 年 2 月から 19 年 6 月までについては、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、平成 4 年 4 月は 24 万円、同年 8 月、同年 11 月から 5 年 1 月まで及び同年 4 月は 26 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 26 万円、同年 12 月から 6 年 3 月までは 28 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 26 万円、7 年 2 月から同年 4 月までは 24 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月から 8 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 28 万円、9 年 1 月は 32 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 34 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 10 年 5 月までは 32 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月から 11 年 4 月までは 32 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 32 万円、13 年 1 月は 34 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 32 万円、同年 5 月から同年 12 月までは 30 万円、14 年 1 月から同年 6 月までは 32 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10

月は 36 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 32 万円、15 年 1 月から同年 3 月までは 34 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月から 16 年 7 月までは 34 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、17 年 1 月は 34 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月及び 18 年 1 月は 34 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 34 万円、19 年 1 月及び同年 2 月は 32 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 28 万円とすることが妥当である。

また、申立人が給与支払明細書を保管していない期間の標準報酬月額、直前の期間の給与支払明細書から推認し、4 年 5 月から同年 7 月までは 24 万円、同年 9 月、同年 10 月、5 年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月は 26 万円、同年 7 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成 4 年 3 月までの標準報酬月額については、給与支払明細書の提出は無い上、当該期間に A 社の厚生年金保険被保険者であった同僚の標準報酬月額の記録を見ると、申立人のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、平成 6 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、平成 7 年 1 月の標準報酬月額については、給与支払明細書が無いため、申立人の保険料控除額及び報酬月額を確認できないが、直前の 6 年 12 月の給与支払明細書から 22 万円であると推認でき、これはオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 63 年 1 月から平成 4 年 3 月まで及び 6 年 11 月から 7 年 1 月までの標準報酬月額については、特例法による給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

三重厚生年金 事案 1269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年9月1日まで

私は、昭和38年にA社に入社し、52年9月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録には7か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務（昭和46年2月21日に同社C支店から同社B支店に異動）していたことが確認できる。

また、申立人と同日にA社C支店から同社B支店に異動している同僚は、「申立人と一緒にB支店へ転勤した。勤務も連続しており、給料ももらっていた。」と供述している上、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年9月から19年8月までは、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額と、私が保管している給与支給明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が異なっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月から19年8月までについては、申立人から提出された給与支給明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成18年9月から19年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成18年8月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標

準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準報酬月額が同年8月から32万円と記載されていることから、事業主が申立人の標準報酬月額を32万円として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年8月の標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

三重厚生年金 事案 1271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から同年4月5日まで

厚生年金保険被保険者の期間照会を行ったところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間は、A社D工場から同社C工場へ転勤して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の辞令発令簿から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、前述の事例発令簿において昭和35年3月1日にC工場勤務と記載されているが、当該事業所は「辞令が出てもその日に異動しているとは限らない。」と回答していること、及び申立人は「D工場に勤務しつつ、C工場新設に伴い応援に行っていた。正式に転勤となり、4月に転居した。」と供述していることから、同年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

A社に昭和29年に事務員として入社し、事業所が厚生年金保険の適用事業所となった32年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年4月に退職するまで、経理、事務全般を担当していた。

日本年金機構から送付された標準報酬の月別状況を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が3万3,000円と記録されていたが、実際の報酬額は3万6,000円である。それ以前の報酬額から下がったことは無いので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和42年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬算定基礎届並びに44年度及び45年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書に記載されている申立人に係る報酬月額は3万2,000円から3万4,000円の範囲であり、決定後の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は「厚生年金保険に関する事務もしており、社会保険事務所（当時）に届出もしていた。」と供述している上、当該事業所に照会したところ、「申立人は事務員であり、厚生年金保険の事務もしていた。」との回答があったことから、申立人は自分の標準報酬月額について知りうる立場にあったことが推認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 41 年 3 月 26 日まで
証明するものは無いが、脱退手当金を請求した記憶は無く、脱退手当金として受け取った記憶も無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所が保管している厚生年金保険給付関係記録簿には、昭和 41 年 4 月 2 日に申立人を含め 7 人の脱退手当金を代理請求したとの記載が有る。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 3 月 26 日の前後（昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月までの期間）に資格を喪失し（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）、脱退手当金が支給されている 11 人の記録を調査したところ、そのうち 7 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されている上、申立人と資格喪失日が同日である者の脱退手当金支給決定日は、申立人と同日であることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金

保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 15 日から 32 年 2 月 9 日まで
私は、昭和 30 年 8 月 15 日から 32 年 2 月 9 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が B 社（昭和 40 年 1 月に A 社に名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚及び申立期間に B 社の厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、商業登記簿謄本によると、B 社は昭和 49 年 12 月 3 日に解散している上、当時の代表取締役は他界又は連絡先不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 29 年 12 月 11 日資格取得）から*番（昭和 33 年 4 月 7 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 13 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 37 年 12 月末に A 社（現在は、B 社）へ臨時社員として入社した。
その後、38 年 9 月に行われた社内試験に合格して正社員となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る人事記録によると、入社前職歴欄に、「S37.12A社臨時工」と記載されていることから、申立人が申立期間において同事業所で臨時工として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該人事記録の当社歴欄には、「昭和 38 年 9 月 1 日 社員に採用する」と記載されており、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、回答があった同僚は全員、資格取得日前に 8 か月から 2 年の臨時工の期間があり、その期間は厚生年金保険の被保険者ではないことがオンライン記録により確認できることから、同事業所においては、正社員として採用すると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 38 年 9 月 1 日資格取得、平成 12 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加

入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に入社し 55 年 3 月に退職しているが、その間の給与明細書では 12 回の厚生年金保険料控除があるにもかかわらず、厚生年金保険期間は 11 か月となっている。厚生年金保険の資格喪失日が 55 年 3 月 31 日となっていることから、同年 4 月 1 日として、加入月数を 11 か月から 12 か月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の A 社における昭和 55 年 3 月分給与明細書によると、厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる

しかし、A 社の事務担当者は「社会保険料等の控除は翌月控除である。申立人について入社月から控除されていることについては、当時は出入りも激しく、例えば入社以前よりアルバイトで働いていたことから手続を誤って控除してしまったかもしれない。」と供述していることから、昭和 55 年 3 月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年 2 月分であると推認される。

また、申立人の雇用保険の離職日が昭和 55 年 3 月 30 日と確認できる上、B 厚生年金基金加入員番号払出簿に記載された脱退日及び C 健康保険組合の資格喪失日は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人の資格喪失日の前後 4 年間の月末日に資格喪失した同僚 5 人の雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれも雇用保険の離職日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日となっており、適切な事務処理が行われていることから、申立人についても雇用保険の離職日に退職したと考えるのが妥当である。

さらに、申立人の所持していた昭和 55 年 4 月分の給与明細書には出勤日数が 8 日と記載されており、同僚及び事務担当者から給与の締め日は 20 日で休日は日曜日のみであったとの証言から、同年 3 月 31 日には勤務の実態は無かったと推認される。

加えて、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事務所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 55 年 3 月 31 日であり、同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

その上、A 社の複数の同僚からは、申立人のことは記憶しているものの、申立人の勤務期間に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の勤務実態を確認できず、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで
私は、学徒挺身隊としてA市のB社に勤務していたが、終戦となり混乱の中で実家に戻りました。退職金をもらっていないし、脱退手当金を受け取った覚えがないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人と厚生年金保険被保険者資格の得喪日が同一である者41人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、32人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失後8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和21年4月22日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日まで

A社は本給が9万円と聞いて、昭和47年1月に入社した。さらに残業手当が5万円ほどあったが、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本による調査で連絡先の判明したA社の当時の役員に照会したところ、「当事業所は、昭和53年に破産しており、厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っていないため、申立期間当時の状況は不明である。」との回答があり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、当該役員及びオンライン記録から連絡先の判明した申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、「同事業所は、入社してしばらくは見習期間があり、その間の基本給は低かった。入社時より基本給が高かったのは、船長やクレーンの免許を持っていた一部の社員だけである。」との供述を得た。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録からも、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、遡及して訂正された形跡は無く、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した他の同僚の標準報酬月額と比較しても不自然さは見当たらず、標準報酬月額及び保険料控除は適正に処理されていたことがうかがえる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。